

「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

1 目的

国の経済対策を踏まえ、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材の確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、必要な経費を支援します。

2 概要

- 補助金額** 事業所の「基準月の総報酬」にサービスごとに設定した交付率を乗じた額を交付します。
 ※基準月は、原則として令和6年12月ですが、他の平常月と比較して著しく低いなどの場合、事業所の判断により、令和7年1月、2月及び3月の任意の月を対象月とすることができます。
 対象サービス及び交付率については、別紙1に記載しています。
- 対象経費** 福祉・介護職員等の人件費（一時金等）、職場環境改善（間接支援業務に従事する者を募集するための経費、研修費等）に要する費用
 ※人件費は、その他の職員の処遇改善に充てることもできます。

3 要件

対象事業所等（※補助金の申請は、法人単位になります。）

- 基準月に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定していること。
- ◆基準月に加算を取得していない場合であっても、令和7年度の処遇改善加算の計画書を提出している事業所は補助の対象となります。

対象事業者

- 事業所を運営する事業者は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。
- ①福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- ②業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- ③業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

4 交付までの流れ

① R7.4月：県に申請書類「計画書（補助金）」などの必要な書類を提出 **提出期限：R7.4.15**

- ・法人単位で提出してください。
- ・提出先：熊本県障害福祉人材確保等事業補助金コールセンター
- ・提出方法：メール 【アドレス】 syougai@k-jinzai.com



② R7.6月：補助金交付対象事業者決定

- ・県から補助金の対象事業者決定通知を法人宛に発送します。



③ R7.7月：補助金支払い

- ・県から申請時に登録された口座へ振込みを行います。



④ R7.10月：県に「実績報告書」を提出 **提出期限：R7.10月末（予定）**

- ・法人単位で提出してください。
- ・提出先等：①計画書の提出先と同じ
- ※未実施だった場合、**補助金を返還**していただくこととなります。

問い合わせ先

・制度に関すること
 厚生労働省社会 コールセンター
 電話番号：050-3733-0230

・補助金の申請等に関すること【R7.4.1～】
 熊本県障害福祉人材確保等事業補助金コールセンター
 電話番号：096-383-8084

別紙 1 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金 交付率

サービス区分	交付率
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	12.7%
・生活介護	7.2%
・施設入所支援 ・短期入所 ・療養介護	13.6%
・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練)	7.9%
・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労定着支援 ・自立生活援助	5.5%
・共同生活援助(介護サービス包括型) ・共同生活援助(日中サービス支援型) ・共同生活援助(外部サービス利用型)	9.4%
・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	9.6%
・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	16.6%
【交付対象外】 地域相談支援(移行・定着)、計画相談支援、障害児相談支援	